

監査報告書

私たち監事は、2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人みどり福祉会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、以下の各施設における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討いたしました。

監査対象とした施設は、ケアハウスささゆり、グループホーム北山、ヘルパーステーションささゆり、特別養護老人ホームあんきの家細畑、ショートステイ、デイサービスでした。

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 職員の確保、育成の努力、身体拘束の除去の取り組み、介護事故防止の取り組み、短期入所生活介護稼働率アップの取り組みなど介護の質の向上に向けた取り組みが確認できました。
- (5) 法人運営に当たり、今後以下のことを検討してください。
 1. 職員の確保・育成に関しては引き続き努力してください。
 2. 各事業の運営の中でいっそう地域との結びつきを深めてください。
 3. 利用者の健康管理の徹底や自立度の改善をはかる努力をいっそう進め稼働率を上げ収入の確保と経費の節減に努力してください。
 4. 利用者の生活の質の向上の組みを引き続き行ってください。
 5. 引き続き法令遵守してください。

2018年5月17日

社会福祉法人みどり福祉会

監事 佐藤 進 

監事 浅井 直美 